

科 発 0428 第 1 号
医 政 発 0428 第 3 号
健 発 0428 第 2 号
薬 生 発 0428 第 2 号
生 食 発 0428 第 4 号
政 統 発 0428 第 1 号
令 和 3 年 4 月 28 日

都道府県知事
政令市長
特別区長

殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長
医 政 局 長
健 康 局 長
医 薬 ・ 生 活 衛 生 局 長
生活衛生・食品安全審議官
政策統括官（統計・情報政策担当）
（ 公 印 省 略 ）

国内でのテロに対する健康危機管理について

国内におけるテロ事件発生に関する対応につきましては、「国内でのテロ事件発生に係る対応について（平成 15 年 12 月 15 日付科発第 1215002 号等連名通知）」をはじめとする各種の通知等を行ってきたところでありますが、2021 年 7 月には東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、テロの蓋然性が高まることから、改めて、これらのテロ情勢に的確に対応し、万全を期する必要があります。

ついては、別添 1 のとおり「国内でのテロに対する健康危機管理について」を取りまとめましたので、貴職におかれましては、本対応について十分留意の上、再点検していただくとともに、適切な体制整備をよろしくお願いいたします。

なお、これに伴い「国内でのテロ事件発生に係る対応について（平成 15 年 12 月 15 日付科発第 1215002 号等連名通知）」は廃止いたします。

【照会先】厚生労働省大臣官房厚生科学課
健康危機管理・災害対策室
電話（代表）03(5253)1111（内線 3821）
（直通）03(3595)2172
メールアドレス：emergency@mhlw.go.jp

国内でのテロに対する健康危機管理について

はじめに

本文書は、国内におけるテロ発生に備え、対応するために各地方公共団体において確保されることが望ましい健康危機管理体制について記載したものである。テロへの健康危機管理の備えについての点検を行うためのチェックリストとして活用されたい。なお、核・放射性物質を用いたテロに対する健康危機管理については、所管が多岐に及ぶことから本文書では取り扱っていない。

第1 地域における健康危機管理体制の確保について

地域における健康危機管理については、これまで「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）、「「地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～」の送付について」（平成13年3月30日健総発第17号）等（以下「地域保健基本指針等」という。）を参考に健康危機管理体制を整備することが求められてきたところである。また、大規模テロ等の緊急対処事態等への対処については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第102号。以下、「国民保護法」という。）に基づき、各都道府県において都道府県国民保護計画が定められている。

1. テロ発生に備えた地域における健康危機管理体制の確保

地域におけるテロに対する健康危機管理体制が、地域保健基本指針等及び都道府県国民保護計画に基づき、適切に実施されるよう今一度確認を行うとともに、必要に応じた見直しを行い、訓練等を通じ、対処能力の習熟を図ることにより継続的な体制の確保を行うこと。

2. テロの未然防止

地域における健康危機管理の拠点である保健所においては、管内の医療機関や食品関係施設、国民保護法に基づく生活関連等施設、特に病原体等保管施設、毒劇物保管施設、水道施設等における保安体制について、改めて点検を行うこと。（各機関・施設における保安確保の詳細については、第2以降の各論を参考とされたい。）

3. テロ発生に備えた事前準備

テロ発生時に、健康危機管理の対応が適切かつ迅速に実施されるよう、以下について改めて点検を実施すること。

（1） 備えの体制について

- ・ 計画の策定と定期的な研修、訓練の実施
- ・ 準備すべき資料・情報源等の確認
- ・ テロ発生時の連絡体制の確認
- ・ 情報通信機器及び検査機器の整備

- ・ 関係自治体の健康危機管理の体制、部署の把握
- ・ 医薬品等の備蓄及び調達方法の確認
- (2) 検知の体制について
 - ・ 通常とは異なる重症患者等の把握
 - ・ 感染症発生動向調査における生物テロの可能性のある感染症の監視
 - ・ 生物テロにおける原因物質の迅速な同定、特徴付けのための検査
- (3) 対応の体制について
 - ・ 救急医療及び救護班活動の体制の確保
 - ・ 対応する医療従事者への研修及び訓練
 - ・ 生物テロ等における積極的疫学調査
 - ・ 医薬品等の供給体制の確保
 - ・ 関係自治体及び関係機関との連携体制の確保

4. テロの検知及び対処

管内の医療機関、水道・食品関係施設、病原体等保管施設、毒劇物保管施設等において通常と異なる事態が生じた場合や野生動物等に異常が生じた場合等において速やかに連絡するよう関係各方面に周知するほか、健康危機の発生に係る連絡を随時受けることができる体制の構築や第一報を受けた後の対応の整理等、健康危機の早期発見と的確な対応を行うこと。

関連文書等

- ・ 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年厚生省告示第374号)
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000079549.pdf>
- ・ 「「地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～」の送付について」(平成13年3月30日健総発第17号)
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/kenkou/guideline/index.html>
- ・ 「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第102号)」
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=416AC0000000112>
- ・ 「生活関連等施設の安全確保の留意点(平成27年4月)」
http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/270421shisetsu_ryuiten.pdf
- ・ 内閣官房国民保護ポータルサイト：国民保護計画・国民保護業務計画
<http://www.kokuminhogo.go.jp/kankeikikan/>

第2 救急医療の確保及び医薬品供給について

1. テロ発生に備えた事前準備

(1) テロ発生に備えた災害・救急医療体制の確保

テロ等発生時に、医療機関等において適切な対応が遅滞なく行われるよう、都道府県国民保護計画等に基づき、各地域における災害拠点病院や救命救急センターを中心とした災害・救急医療体制について点検を行うとともに、国民保護訓練等を通じ、テロ対応計画の習熟を図り、必要に応じ見直しを行うこと。

(2) 災害発生に備えた情報連絡体制の確保

広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に登録されている医療機関等の連絡先(担当者、e-mail アドレス、電話番号、FAX 番号等)を確認し、危機の状況に応じて、同システムの運用レベルに変更がありうることを認識し、必要情報の迅速な入力等ができるようにつとめること。

(3) 人工透析医療の確保

クラッシュシンдрームによる急性腎障害患者への対応も含めたテロ発生時の人工透析医療を確保するため、関係機関と協力し、透析患者及び透析医療機関の状況把握及び必要な水・医薬品・機材等の確保など、透析医療に係る防災体制を整備すること。

(4) 難病患者等の医療

難病患者その他特殊な医療を必要とする患者(以下「難病患者等」という。)に対するテロ災害発生時の医療を確保するため、難病患者等及びその受診医療機関の状況把握及び必要な医薬品等の確保など難病等に係る防災体制を整備すること。

(5) テロ発生に備えた医薬品、医療資機材等の備蓄

平素から災害拠点病院等においては、常時応急用医薬品を備蓄しているところであるが、内容を点検し、期限切れ医薬品等については適宜更新を実施することにより、即応体制の構築に備えられたい。

また、「国民の保護に関する基本指針(最終変更 平成 29 年 12 月)」に基づき、都道府県におかれては、平素から化学テロ、生物テロ、核・放射線テロ(以下「NBCテロ」という。)等も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めること。

(6) 医薬品等の安定供給の確保

都道府県が策定している「医薬品等の供給、管理等のための計画」により、国と医薬品等関係団体及び都道府県等との連絡網が構築され、テロ事件等発生時には、必要な医薬品等の供給・管理が可能な体制を整備しているところであるが、これを再点検し、適切な体制整備を図ること。

(7) 医薬品等健康危機管理実施要領の活用

医薬品等(医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器)による健康被害の発生を未然に防止するとともに、健康被害が発生した場合の当該健康被害の拡大を防止することを目的として、平成 9 年 3 月 31 日、「医薬品等健康危機管理実施要領」を制定している(最終改訂平成 25 年 7 月 1 日)ことから、各位における危機管理対策において適宜、参考にされたい。

2. テロの検知及び対処

(1) 通常とは異なる重症患者等の把握に関する情報提供の依頼

かねてより(独)国立病院機構及び労災病院等に対して、通常とは異なる患者等を把握した場合には、既存の情報伝達経路を通じ、迅速に厚生労働省に報告するよう依頼しているところである。都道府県等においても、管下医療機関において通常とは異なる重症患者等を把握した際には、早期に報告を受け、厚生労働省に報告するとともに、適切に対応するようお願いする。

なお、平成 31 年 4 月 1 日より、原因不明の重症感染症の発生動向を早期に把握することを目的として、平成 31 年 2 月 14 日に改正された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医

療に関する法律施行規則」(平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「感染症法施行規則」という。)に基づき、疑似症サーベイランスが運用されている。疑似症定点医療機関において感染性疾患を疑う原因不明の重症疾患¹を診断した場合は、直ちに届出を行うこと、また、疑似症定点以外の医療機関においても、届出基準に該当すると判断される患者については、定点に指定されている医療機関や管内の保健所に相談できるよう体制を構築すること。

(2) NBC テロ及び大量殺傷型テロ発生時の事態対処について

テロ事件等発生時の消防及び警察等、関係機関間の連携の確保による効果的な現場対処の観点から、救助・救急搬送、救急医療及び原因物質の特定並びに除染等について「NBC テロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル(令和 3 年 3 月 5 日最終改定 NBC テロ対策会議幹事会)」が策定されているので、これを参考として、関係機関と連携して事態に適切に対応されたい。

(3) NBC テロ及び大量殺傷型テロ発生時の現場対応者・医療従事者向けの救護・医療情報ツールの活用について

国立保健医療科学院健康危機管理支援ライブラリー(H-CRISIS)において、厚生労働科学研究費補助金²で開発された化学、生物、放射線・核、爆弾等を用いたテロに対する現場対応者・医療従事者向けの CBRNE テロ対策医療・救護支援ツール「MED-ACT」が公開されており、これまでの厚生科学研究で作成されたテロ対策に関連するガイドライン等の研究成果も参照可能である。ウェブサイトからアクセス可能であるほか、スマートフォン向けアプリとしてインストールし、インターネット接続のない環境下においても使用することも可能であるので、活用されたい。

(4) 緊急に輸送の必要がある医薬品等の国内輸送の円滑化

平成 13 年の米国同時多発テロ発生時には、国土交通省により、国内航空輸送貨物について、空港において 24 時間荷積みせず留置し、点検強化する措置がとられたが、日本赤十字社の輸送する核酸増幅(NAT)検査用検体や同社血液センター間で輸送する輸血用血液製剤について、緊急に航空輸送する必要があるため、輸送に支障がないよう国土交通省及び日本赤十字社と調整を図ったところである。その結果、現在は日本赤十字社職員が空港に出向いて内容物を安全な物と直接証明する手続きは解除されている。

貴都道府県内で、日本赤十字社の輸送に係る血液製剤以外の抗毒素その他の医薬品で緊急に航空機で輸送する必要があるものがある場合は、ワクチン、抗毒素については厚生労働省健康局結核感染症課に、その他の医薬品については同医政局経済課に、それぞれ連絡されたい。

関連文書等

- ・「国民の保護に関する基本指針」(最終変更 平成 29 年 12 月)

<http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/291219shishin.pdf>

¹ 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般的に認められている医学的所見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要で有り、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの

²平成 31 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(厚生労働科学特別研究事業)「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた包括的な CBRNE テロ対応能力構築のための研究」(研究代表者:小井土雄一 国立病院機構本部 DMAT 事務局長)

- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（平成 10 年厚生省令第 99 号）
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410M50000100099>
- ・「疑似症サーベイランスの運用ガイダンス（第三版）」（2020 年 1 月 10 日 国立感染症研究所）
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/PDF/gijisyo-gildeline-200110.pdf>
- ・ N B C テロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデルの一部改訂について（令和 3 年 4 月 19 日科発第 0419 号第 1 号等連名通知）
<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/20210419-01.pdf>
- ・ 国立保健医療科学院健康危機管理支援ライブラリー(H-CRISIS): CBRNE テロ対策医療・救護支援ツール「MED-ACT」
<https://www.niph.go.jp/h-crisis/medact>

第 3 化学テロに関する危機管理について

1. テロの未然防止

（1）毒物劇物の管理強化

毒物又は劇物によるテロの未然防止について、「毒物及び劇物の保管管理について（昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号）」、「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について（平成 10 年 7 月 28 日医薬発第 693 号）」、「毒劇物及び向精神薬等の医薬品の適正な保管管理及び販売等の徹底について（平成 11 年 1 月 13 日医薬発第 34 号）」、「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について（平成 30 年 2 月 2 日薬生薬審発 0202 第 5 号）」及び「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について（平成 30 年 7 月 24 日薬生薬審発 0724 第 1 号）」に掲げる事項を、毒物劇物営業者、特定毒物研究者、業務上取扱者（毒物及び劇物取締法第 22 条第 5 項に定める者を含む。）に対し改めて点検するよう関係業者、団体等への指導を徹底すること。

2. 事案発生に備えた事前準備

（1）医薬品、医療資機材等の備蓄

国民の保護に関する基本指針（最終変更 平成 29 年 12 月）に基づき、都道府県において、平素から化学テロを想定し、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めること。

なお、厚生労働省においては、化学災害・テロ発生時に使用される可能性があり、平時における国内流通量が比較的少ない特定の医薬品の国家備蓄（以下、「化学災害・テロ対応医薬品国家備蓄」という。）を保有しており、化学テロ発生時に活用可能である。化学テロに対する医薬品の備蓄に関し、国として備蓄している医薬品の種類・量・保管場所いずれかが記載されている文書については、厚生労働省行政文書管理規則に基づき秘文書に指定されているが、所定の手続きを経ることにより都道府県等との情報共有を行うことが可能である。活用を希望される自治体は、「大規模イベント等における化学災害・テロ対応医薬品の準備について」（令和元年 7 月 11 日付各都道府県衛生主管部（局）宛事務連絡）を参照の上、大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室にご連絡いただきたい。

（2）化学物質の分析に要する機材、及び除染設備、防護服等の配備

化学剤による災害等に関しては災害拠点病院と救急救命センターに、検査機器・機材等の整

備を図っているが、今後とも稼働及び保管状況を把握するとともに、必要な資機材等の確認を行うこと。また、除染設備や防護服等も適切な稼働状態を確保すること。

(3) 医療従事者等への研修・訓練

化学剤による傷病者への対応には、専門的な知識や技能を必要とすることから、平時より関係する医療従事者が適切な知識及び技能を習得するための機会を提供すること。なお、厚生労働省においては、NBC 災害・テロ研修を毎年実施していることから、活用されたい。

(4) 医師・看護職員以外の神経剤解毒剤自動注射器の使用

化学テロの現場対応を行う医師又は看護職員でない実動部隊に所属する公務員（消防隊員、警察官、海上保安官及び自衛官を指す。）による神経剤解毒剤の自動注射器の使用に関しては、同テロによる集団的な被害が発生し、その被害者の生命に重大な危害が及ぶ逼迫した状況において、同公務員が、その公務として、その解毒剤（アトロピン及びオキシム剤）の自動注射器を使用する場合においては、特定の条件下において、医師法第 17 条の違法性が阻却されることが考えられる。具体的な要件や使用手順、使用に関する講習については、「化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の現場対応者による解毒剤自動注射器の使用に係る医師法上の解釈について」（令和元年 12 月 2 日医政医発 1202 第 1 号）及び「化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の現場対応者による解毒剤自動注射器の使用に関する報告書について」（令和元年 12 月 2 日科発 1202 第 8 号）を参考にされたい。

なお、現地関係機関における神経剤解毒剤自動注射器の運用については、「NBC テロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル」（令和 3 年 3 月 5 日最終改定 NBC テロ対策会議幹事会）において、運用モデルが規定されていることから参考にすること。

(5) 化学剤等に関する一般情報と対処要領等

テロに使用される可能性の高いと考えられる化学剤等に関する情報については、日頃から必要な情報を得るとともに、住民・関係者への周知を図られたい。また、日頃からテロ事件発生時に対処可能な体制づくりに努められたい。

なお、化学テロに使用される可能性の高いと考えられる化学剤等に関する情報や、医療機関到着前の救護体制、医療機関における対処要領等については、前述の国立保健医療科学院健康危機管理支援ライブラリー(H-CRISIS)の CBRNE テロ対策医療・救護支援ツール「MED-ACT」において、厚生労働科学研究において作成されたガイドライン等の研究成果を参照可能であるので参考にされたい。

3. テロの検知及び対処

(1) 情報の把握・共有

テロ発生時には、(公財) 日本中毒情報センターの保有する中毒情報データベースシステムから治療等に関する必要な情報を得ることができる。

上記「NBC テロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル（令和 3 年 3 月 5 日最終改定 NBC テロ対策会議幹事会）」は、化学テロ事案への対応も想定して作成されたものであることから、これを十分踏まえ対応するとともに、EMIS 等を有効に利用し、患者の受け入れ体制構築と必要な医療提供を促進し、事態に適切に対処されたい。

また、毒物劇物がテロに使用され、当該物質名等が特定された場合には、中毒情報データベースシステム等を活用し、毒物劇物の物性・応急措置方法等について消防機関等関係機関へ情

報提供を行うとともに、関係機関と連携し危害の拡大を防止すること。

(2) プレホスピタルケア、医療機関における対応

化学テロ災害におけるプレホスピタルケア、医療機関における対応については、前述の国立保健医療科学院健康危機管理支援ライブラリー(H-CRISIS)の CBRNE テロ対策医療・救護支援ツール「MED-ACT」において、厚生労働科学研究において作成されたガイドライン等の研究成果を参考にされたい。

(3) 備蓄医薬品等の活用・配送

「国民の保護に関する基本指針（最終変更 平成 29 年 12 月）」において、都道府県は、NBC テロも想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めることとされているところ、化学テロ・災害が疑われる事案が発生した際の都道府県における備蓄医薬品等の配送手段について、あらかじめ検討を行うとともに、事案発生時には迅速に配送を行うこと。

化学テロが疑われる事案が発生した際には、厚生労働省の化学災害・テロ対応医薬品国家備蓄を活用することが可能であり、厚生労働省から都道府県に対して、国家備蓄に関する緊急の情報共有を行う。活用を希望する場合は、医政局総務課にご連絡いただきたい。

関連文書等

- ・ 毒劇物盗難等防止マニュアル

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/manu/manu.pdf>

- ・ 毒劇物盗難等防止ガイド

<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/guide/guide.pdf>

- ・ 毒物劇物監視指導指針（平成 11 年 8 月（令和 2 年 2 月改訂））

http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/R020217/200217_1_betten.pdf

- ・ 毒物及び劇物の保管管理について（昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta1299&dataType=1&pageNo=1

- ・ 毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について（平成 10 年 7 月 28 日医薬発第 693 号）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta7401&dataType=1&pageNo=1

- ・ 毒劇物及び向精神薬等の医薬品の適正な保管管理及び販売等の徹底について（平成 11 年 1 月 13 日医薬発第 34 号）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta7405&dataType=1&pageNo=1

- ・ 毒物及び劇物の適正な販売等の徹底について（平成 17 年 11 月 14 日薬食審査発第 1114001 号等連名通知）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb3874&dataType=1&pageNo=1

- ・ 毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について（平成 30 年 2 月 2 日薬生薬審発 0202 第 5 号）

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H300202/20180202tuuti.pdf>

- ・ 毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について（平成 30 年 7 月 24 日薬生薬審発 0724 第 1 号）

http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H300731/20180724_tuuti.pdf

- ・ G20 大阪サミット・2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について（平成 31 年 4 月 25 日薬生薬審発 0425 第 1 号）

http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/R010619/20190619_3_tuuti.pdf

- ・ 国民の保護に関する基本指針（最終変更 平成 29 年 12 月）
<http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/291219shishin.pdf>
- ・ 「大規模イベント等における化学災害・ テロ対応医薬品の準備について」（令和元年 7 月 11 日付各都道府県衛生主管部（局）宛事務連絡）
- ・ 「化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の現場対応者による解毒剤自動注射器の使用に係る医師法上の解釈について」（令和元年 12 月 2 日医政医発 1202 第 1 号）
- ・ 「化学災害・テロ時における医師・看護職員以外の現場対応者による解毒剤自動注射器の使用に関する報告書について」（令和元年 12 月 2 日科発 1202 第 8 号）
- ・ N B C テロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデルの一部改訂について（令和 3 年 4 月 19 日科発第 0419 号第 1 号等連名通知）
<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/20210419-01.pdf>
- ・ 中毒情報データベースシステム（DVD-ROM・公益財団法人日本中毒情報センター・有料）
- ・ 国立保健医療科学院健康危機管理支援ライブラリー（H-CRISIS）：CBRNE テロ対策医療・救護支援ツール「MED-ACT」
<https://www.niph.go.jp/h-crisis/medact>

第 4 生物テロに関する危機管理について

1. テロの未然防止

（1）病原性微生物等の管理

生物剤を利用したテロ事件発生を防止する観点から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）等に基づき、所管の機関の病原性微生物等の適切な管理を図られたい。

2. テロ発生に備えた事前準備

（1）感染症危機管理能力の評価

生物テロへの対応能力は、新興・再興感染症への対応能力に通じており、感染症危機管理能力との脆弱性を客観的に評価し、改善すべき点を抽出するとともに、適確に改善を実施することが肝要である。厚生労働科学研究³において、「新興・再興感染症対策と危機管理の脆弱性評価ガイダンス～地域の感染症危機管理能力強化のためのガイドブック第 1 版～」が作成されているので参考にされたい。

（2）感染症発生動向調査の励行と分析の強化

感染症の発生情報については「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について（平成 11 年 3 月 19 日健医発第 458 号）」（最終改訂 令和 3 年 2 月 10 日）及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（平成 18 年 3 月 8 日健感発 0308001 号）」（最終改訂 令和 3 年 2 月 10 日）により正確な把握と分析をお願いし

³ 厚生労働科学研究費補助金新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業「新興・再興感染症のリスク評価と危機管理能力の確保に関する研究」（研究代表者 齋藤智也 国立保健医療科学院健康危機管理研究部長）

ているところである。感染症発生動向調査の対象となる感染症には、エボラ出血熱等のウイルス性出血熱（一類）、ペスト（一類）、天然痘（痘そう）（一類）、炭疽（四類）、野兔病（四類）、ボツリヌス症（四類）等の生物テロによる感染被害が危惧されている感染症が含まれており、これらの感染症については、診断を行った医師から直ちに届出が行われることになるので、生物テロへの対応という観点からも、本動向調査の適切な実施をお願いしたい。なお、「定点把握感染症の注意報・警報システム」等も活用する等、地方感染症情報センターにおける本動向調査結果の解析・分析を強化し、異常な動向の早期把握に努められたい。

（３） 疑似症サーベイランスの実施

平成 31 年 4 月 1 日より、原因不明の重症感染症の発生動向を早期に把握することを目的として、平成 31 年 2 月 14 日に改正された感染症法施行規則に基づき、疑似症サーベイランスが運用されている。疑似症定点医療機関において感染性疾患を疑う原因不明の重症疾患⁴を診断した場合は、直ちに届出を行うこと、また、疑似症定点以外の医療機関においても、届出基準に該当すると判断される患者については、定点に指定されている医療機関や管内の保健所に相談できるよう体制を構築すること。

なお、疑似症サーベイランスについては、国立感染症研究所より、「疑似症サーベイランスの運用ガイダンス（第三版）」（最終改訂 2020 年 1 月 10 日）が発出されており、参考にされたい。

（４） 医薬品の備蓄

「国民の保護に関する基本指針」（最終変更 平成 29 年 12 月）に基づき、都道府県において、平素から生物テロを想定し、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めること。

なお、天然痘ワクチンについては、厚生労働省において備蓄を行っている。天然痘による生物テロ発生時には、「天然痘対応指針（第 5 版）」に基づき、その活用が検討される。

（６） 大規模イベント時のリスク評価と強化サーベイランス

開催時期が事前に決まった国際的な注目を集めるイベント等が開催される際には、輸入感染症のリスクとともに生物剤を用いたテロの蓋然性も上昇すると考えられることから、強化サーベイランス体制等の構築の準備が求められる。事前にリスク評価を行い、リスクの性質や大きさを考慮して計画的に行うことが重要である。「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての感染症のリスク評価 ～自治体向けの手順書～」が作成されており、参考にされたい。

（７） 住民や医療関係者への情報の提供・周知

感染症発生動向等関連情報は、国立感染症研究所ウェブサイト、厚生労働省ウェブサイト「動物由来感染症を知っていますか」、厚生労働省検疫所ウェブサイト「海外渡航者のための感染症情報」等に掲載しているので参考とするとともに、住民・関係者への周知を図られたい。

3. テロの検知及び対処

（１） 異常な発生動向を認めた場合の対応

⁴ 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般的に認められている医学的所見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要で有り、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの

明らかに異常な感染症の発生動向を認めた場合には、最寄りの保健所に届出を行うと同時に、国立感染症研究所感染症情報センターへ直ちに情報提供を行い、また、感染の原因等を究明し、迅速かつ適切な対策をとられたい。

(2) 異常な感染症が発生した場合の対応

救命救急センター、災害拠点病院等に対し、感染者（感染の疑われる者を含む）を診察した場合には、直ちに最寄りの保健所に届出を行うと同時に、国立感染症研究所に情報提供を行うよう要請しているところである。

各都道府県においても、異常な感染症が発生した場合には、「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」を再点検するとともに「感染症指定医療機関の指定について（平成 11 年 3 月 19 日健医発第 457 号）」、「感染症の患者の移送の手引きについて（平成 16 年 3 月 31 日健感発第 0331001 号）」、「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて（平成 30 年 12 月 27 日健感発 1227 第 1 号）」等を再確認の上、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図られたい。

(3) 病原体確認検査の強化

異常な感染症の発生に関連すると思われる病原体を地方衛生研究所等が検出し、又は検出が疑われる場合、国立感染症研究所に相談の上、同研究所に検体を送付し、確認を行われたい。

(4) 生物テロによる感染症に対する行政対応

一類感染症については、行政対応の指針が定められている。天然痘については、前述の「天然痘対応指針（第 5 版）」（平成 16 年 5 月 14 日）、ウイルス性出血熱については、「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き 第二版」を各々参考にされたい。

また、生物テロへの対応に関する専門情報については、国立保健医療科学院健康危機管理ライブラリー(H-CRISIS)において、厚生労働科学研究の成果まとめた「バイオテロ対応ホームページ」が整備されているので参考にされたい。なお、当該ホームページの内容については、同ライブラリーの CBRNE テロ対策医療・救護支援ツール「MED-ACT」からもアクセス可能である。

(5) 炭疽菌等の汚染のおそれのある場合の対応

炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱方法等に関わる留意事項については、「炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて（一部改正）（平成 28 年 5 月 24 日科発 0524 第 1 号等連名通知）」、炭疽菌等の汚染のおそれのある場所に居合わせた住民等に対する情報提供、医療機関の確保、炭疽菌等の汚染に対する消毒方法及び化学剤への対応等については、「炭疽菌等の汚染のおそれのある場合の対応について（平成 13 年 11 月 16 日科発第 509 号等連名通知）」に整理してあるので、これを参考に適切に対応されたい。

(6) 感染症の適切な診断・治療

生物テロによる感染症の診療については、「天然痘対応指針（第 5 版）（平成 16 年 5 月 14 日）」、「ウイルス性出血熱診療の手引き 2017」、国立保健医療科学院健康危機管理ライブラリー(H-CRISIS):バイオテロ対応ホームページ等が利用可能である。

医療機関等に対し、こうしたリソースの周知を行うとともに、感染症指定医療機関等の感染症に対する専門的な知見を有する者との協力により感染症の適切な診断・治療の確保を図られたい。なお、国立研究開発法人国立国際医療研究センター国際感染症センターでは、国内外の感染症危機管理について、その予防・迅速対応・適切な医療の提供・評価・共有を行うため

に、医療機関や行政・学校等からの相談への対応や情報・技術支援を行う「感染症対策支援サービス（IRS: Infectious Disease Response Service）」を行っており活用されたい。

関連文書等

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC0000000114_20210213_503AC0000000005
- ・ 新興・再興感染症対策と危機管理の脆弱性評価ガイダンス～地域の感染症危機管理能力強化のためのガイドブック第 1 版～
https://jglobal.jst.go.jp/detail?JGLOBAL_ID=201902210871145431
- ・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について（平成 11 年 3 月 19 日健医発第 458 号）」（最終改訂 令和 3 年 2 月 10 日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000737636.pdf>
- ・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（平成 18 年 3 月 8 日健感発 0308001 号）」（最終改訂 令和 3 年 2 月 10 日）
- ・ <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000739528.pdf>
- ・ 「疑似症サーベイランスの運用ガイダンス（第三版）」（最終改訂 2020 年 1 月 10 日）
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/PDF/gijisyo-gildeline-200110.pdf>
- ・ 「国民の保護に関する基本指針」（最終変更 平成 29 年 12 月）
<http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/291219shishin.pdf>
- ・ 「感染症指定医療機関の指定について（平成 11 年 3 月 19 日健医発第 457 号）」
- ・ 「感染症の患者の移送の手引きについて（平成 16 年 3 月 31 日健感発第 0331001 号）」
https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dl/20140815_01.pdf
- ・ 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて（平成 30 年 12 月 27 日健感発 1227 第 1 号）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000548441.pdf>
- ・ 「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き 第二版」（平成 29 年 6 月厚生労働省健康局結核感染症課）
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164709.pdf>
- ・ 「炭疽菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて（一部改正 平成 28 年 5 月 24 日科発 0524 第 1 号等連名通知）」
<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/20160524-01.pdf>
- ・ 「炭疽菌等の汚染のおそれのある場合の対応について（平成 13 年 11 月 16 日科発第 509 号等連名通知）」
<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/20011116-01.pdf>
- ・ 「「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての感染症のリスク評価～自治体向けの手順書～」について（平成 29 年 10 月 5 日 事務連絡）」
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/sanko10.pdf>
- ・ 国立感染症研究所ウェブサイト
<http://www.nih.go.jp/niid/index.html>

- ・ 厚生労働省ウェブサイト「動物由来感染症を知っていますか」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/index.html
- ・ 厚生労働省検疫所ウェブサイト「海外渡航者のための感染症情報」
<https://www.forth.go.jp/>
- ・ 「天然痘対応指針（第5版）（平成16年5月14日）」
<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/j-terr/2004/0514-1/dl/01.pdf>
- ・ 「ウイルス性出血熱診療の手引き 2017」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000772042.pdf>
- ・ 国立保健医療科学院健康危機管理ライブラリー(H-CRISIS):バイオテロ対応ホームページ
<https://h-crisis.niph.go.jp/bt/>
- ・ 国立研究開発法人国立国際医療研究センター国際感染症センター感染症対策支援サービス
<http://dcc-irs.ncgm.go.jp/about/>

第5 爆発物や銃を用いたテロに関する危機管理について

1. テロの未然防止

（1）爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理

爆発物の原料となる得る劇物等の適切な管理については、「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について（平成31年1月10日薬生総発0110第1号等連名通知）」に整理してあるので、これを参考に適切に対応されたい。

2. テロの発生に備えた事前準備

（1）多数傷病者対応体制の確保

銃創、爆傷等における多数傷病者に対応する医療体制等については、厚生科学研究の成果⁵が公表されており、参考にされたい。

（2）外傷治療についての研修

爆発物、銃器や刃物などによる創傷（爆傷、銃創、切創等）を受けた重症外傷に迅速かつ適切に対応するためには専門的な知識や技能を必要とすることから、平時より関係する医療従事者が適切な知識及び技能を習得するための機会を提供すること。なお、厚生労働省では、重症外傷の診療を担う医師、看護師の資質及び技能の向上を図ることを目的として、「外傷外科医養成研修事業」を毎年実施していることから、適宜活用されたい。

3. 事案の検知及び発生時の対処

（1）プレホスピタルケア、医療機関における対応

銃創、爆傷、熱傷等における医療機関における多数傷病者対応等については、前述の国立保

⁵ 平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての救急・災害医療体制の構築に関する研究」（研究代表者：横田 裕行（日本医科大学大学院医学研究科救急医学分野教授））

健医療科学院健康危機管理支援ライブラリー(H-CRISIS)の「MED-ACT」において、厚生労働科学研究において作成されたガイドライン等の研究成果を参考にされたい。

(2) 医療機関の安全確保について

医療機関は、ソフトターゲットとしてテロの対象となり得ることから、医療機関における安全確保、テロによる被害を受けた場合の業務継続は重要な課題である。厚生科学研究の成果³として「病院内発生テロ対策マニュアル」が作成されており、参考にされたい。

関連文書等

- ・「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について（平成31年1月10日薬生総発0110第1号等連名通知）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000476084.pdf>
- ・厚生労働科学研究データベース「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての救急・災害医療体制の構築に関する研究」（研究代表者：横田 裕行（日本医科大学大学院医学研究科救急医学分野教授））
- ・外傷外科医養成研修事業
- ・国立保健医療科学院健康危機管理支援ライブラリー(H-CRISIS): CBRNE テロ対策医療・救護支援ツール「MED-ACT」
<https://www.niph.go.jp/h-crisis/medact>

第6 水道に関する危機管理の対応について

1. テロの未然防止及びテロ発生に備えた事前対処

(1) 水道施設の警備等

水道施設については、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。また、水道施設関係者等の管理の一環として、来訪者、施設出入業者の管理の徹底を図ること。併せて、施設の現状把握を行い、備品、薬品等の管理、また、施設関係図面等の管理の徹底など情報管理に努めること。

また、安全な水道水を利用者に供給するためには、水道事業者等による危機管理対策の徹底と併せて、貯水槽水道の管理等も強化する必要があることから、貯水槽水道の設置者や利用者に対しても、広報等を通じた注意喚起に努めること。

(2) 情報収集、連絡体制等の確立

緊急時対応の体制の確立の観点から、一般住民からの連絡窓口を設定し関係情報の周知を図り、情報収集に努めること及び緊急時における水道事業体内外の関係者に対する連絡体制を確立すること。

また、給水停止措置等の緊急対応の指揮命令系統を明確化し、対応の迅速化等に努めること。さらに、応急復旧体制や応急給水体制も含めて緊急事態への対応体制を確立するとともに、これらについてのマニュアルの策定を行い、関係者への周知徹底、緊急事態対応の訓練等を通じた対応体制の強化を図ること。

2. テロ発生時の対処

事件発生時には、「飲料水健康危機管理実施要領」に基づき迅速に対応するとともに、飲料水の水質異常などの情報を把握した場合には、「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について（平成 25 年 10 月 25 日健水発 1025 第 1 号）」に基づき、ただちに厚生労働省宛報告するようにされたい。

関連文書等

- ・ 飲料水健康危機管理実施要領

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/inryo.html>

- ・ 「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について（平成 25 年 10 月 25 日健水発 1025 第 1 号）」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000046613.pdf>

第 7 食品等に関する危機管理の対応について

1. テロの未然防止及びテロ発生に備えた事前準備

(1) 食品防御の観点からの事前の対策

安全な食品を提供するために、食品工場では、HACCP システムや ISO を導入し、高度な衛生状態を保っているが、その一方で、衛生状態を保つだけでは、悪意を持って意図的に食品中に有害物質等を混入することを防ぐことは困難とされている。

厚生労働省ホームページ：食品の安全確保推進研究事業（厚生労働科学研究）「食品防御対策」では、食品工場や物流施設における人為的な食品汚染防止のために、優先順位や費用対効果の高い対策をまとめており、平成 25 年度に改訂された『食品防御対策ガイドライン（食品製造工場向け）』も参考に、関係方面に周知されたい。

(2) 販売食品等に関する事前の対策

平成 30 年の食品衛生法改正により、営業者に記録の実施及び保存が義務付けられたが、義務づけの対象とならない食品等事業者に対しても、食中毒などの飲食に起因するものと疑われるテロが発生した場合に、原因と疑われる食品の追跡調査を迅速に行うことを可能とし、回収指示の徹底や出荷停止指示等の迅速化による被害拡大の未然防止を図るため、食品衛生法第 3 条第 2 項及び「食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）（平成 15 年 8 月食安発第 0829001 号）」に基づき、食品等事業者の適切な記録の作成、保存について指導すること。

2. テロの検知及び対処

事件発生時には、「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」の改正について（平成 31 年 3 月 29 日生食発 0329 第 17 号）を参考とし、食中毒処理要領、食中毒調査マニュアル等に基づき迅速に対応をすること。なお、通常の食中毒とは明らかに異なると判断された事例に対しては、国、最寄りの保健所との連絡を密接に取りながら適切に対処されたい。

また、事件発生時には、(財)日本中毒情報センターの保有する中毒情報データベースシステムから治療等に関する必要な情報を得ることができるので、有効に活用すること。

関連文書等

- ・ 食品衛生法第 3 条
https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000233#Mp-At_3
- ・ 厚生労働省ホームページ：食品の安全確保推進研究事業（厚生労働科学研究）「食品防御対策」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/kenkyu/index.html
- ・ 「食品衛生法第 1 条の 3 第 2 項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）（平成 15 年 8 月 29 日食安発第 0829001 号）」
<https://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/siryo/dl/siryo02o.pdf>
- ・ 「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」の改正について（平成 31 年 3 月 29 日生食発 0329 第 17 号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000496802.pdf>
- ・ 日本中毒情報センター 医師向け中毒情報（オリジナルファイル）データベース
<https://www.j-poison-ic.jp/medical-2/db/>

第 8 サイバーテロに関する危機管理について

1. テロの未然防止

（1）医療機関等における対応

医療機関等の診療録等の管理システム等を狙ったサイバー攻撃の発生を防止する観点から、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（第 5.1 版）（令和 3 年 1 月 29 日付け医政発 0129 第 1 号）」に従い、所管の機関の医療情報システムの適切な管理を図られたい。

（2）水道事業者等における対応

水道事業者等の水道施設の制御システム等を狙ったサイバー攻撃の発生を防止する観点から、「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第 4 版）（平成 31 年 3 月 29 日付け薬生水発 0329 第 2 号）」を参考に、情報セキュリティ対策の徹底を図られたい。

（3）その他の対応

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間中には様々なサイバー攻撃のリスクが懸念されることから、インターネットを経由した外部からの不正アクセスを防止する観点から、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による「安全なウェブサイトの運用管理に向けての 20 ケ条 ～セキュリティ対策のチェックポイント～」（チェックリスト）、「セキュリティ対策セルフチェックシート」等を活用した点検の実施を検討されたい。

2. 事案の発生時の対処

（1）医療機関等における対応

コンピュータウイルスの感染などによるサイバー攻撃を受けた（疑い含む）場合や、サイバー攻撃により障害が発生し、個人情報の漏洩や医療提供体制に支障が生じる又はそのおそれがある事案であると判断された場合には、「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について」（医政総発 1029 第 1 号 医政地発 1029 第 3 号 医政研発 1029 第 1 号 平成 30 年 10 月 29 日）に基づき、所管官庁への連絡等、必要な対応を行うほか、そのための体制を

整備すること。また上記に関わらず、医療情報システムに障害が発生した場合も、必要に応じて所管官庁への連絡を行うこと。

(2) 水道事業者等における対応

水道事業者等は、関係機関セプターカウンスル、セプター、重要インフラ所管省庁及び内閣官房等と連携し、システムの不具合等に関する情報連絡、サイバー攻撃手法及び復旧手法に関する情報等の収集、情報セキュリティ関係機関との合意に基づく補完的な情報共有を行うこと。オリンピックやサミットなど自組織の所在する地域外において大きなイベントが開催される場合は、サイバー攻撃に対する備えが特に必要となるため、関係機関と連携し普段よりも高い警戒体制を構築し、インシデント発生又はその予兆を確認した場合は速やかに関係機関に共有すること。

関連文書等

- ・「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（第 5.1 版）」（令和 3 年 1 月 29 日付け医政発 0129 第 1 号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10808000/000730541.pdf>
- ・「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第 4 版）」（平成 31 年 3 月 29 日付け薬生水発 0329 第 2 号）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000731327.pdf>
- ・「安全なウェブサイトの運用管理に向けての 20 ケ条 ～セキュリティ対策のチェックポイント～」（独立行政法人情報処理推進機構（IPA））
<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websitecheck.html>
- ・「セキュリティ対策セルフチェックシート」（独立行政法人情報処理推進機構（IPA））
<https://www.ipa.go.jp/security/ciadr/checksheet.html>
- ・「医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化について」（医政総発 1029 第 1 号 医政地発 1029 第 3 号 医政研発 1029 第 1 号 平成 30 年 10 月 29 日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000646143.pdf>

以上